

愛媛県における

「自主的な市町の合併の推進に関する構想」について（答申）

平成20年3月7日

愛媛県市町合併推進審議会

目 次

自主的な市町合併の推進に関する基本的な事項	1
1 本県における市町の望ましい姿	1
2 自主的な市町合併の推進の必要性	3
3 市町合併を推進するに当たっての県の役割等	5
松野町の行財政状況の現況及び将来の見通し	6
1 財政の現況	6
(1) 決算規模	6
(2) 歳入	7
(3) 歳出	8
(4) 将来にわたる実質的な財政負担	8
2 財政の見通し	9
3 行政改革への取り組み	10
構想対象市町の組合せ	11
1 基本的な考え方	11
2 構想対象市町の組合せ	11
3 その他の組合せ	12
自主的な市町合併を推進するために必要な措置	13
1 支援体制の整備	13
2 情報提供・助言等	13
3 その他の支援	13
4 合併協議会設置勧告等	13

自主的な市町合併の推進に関する基本的な事項

1 本県における市町の望ましい姿

県は、市町村合併の推進に向けた県の姿勢を明らかにするとともに、それぞれの地域における具体的な検討に当たっての参考や目安となるよう、平成13年2月に「愛媛県市町村合併推進要綱」（以下「要綱」という。）を策定したが、その冒頭において、市町村を取り巻く社会の大きな変化として、次の7点を挙げている。

少子高齢化の進展により、行政ニーズが増大することが予想される保健・医療・福祉、教育、子育て支援、まちづくり等の分野については、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が中心となって担うことが必要

交通ネットワークの発達による生活圏の拡大により、市町村はこれまで以上に広域的な視点からまちづくりを推進していくことが必要

県経済の持続的な成長を図るためには、本県の産業構造を考えた場合、成長力の大きい分野へのシフトが課題であり、市町村は産業界と連携したIT関連や医療・福祉関連、環境関連産業等の誘致・育成が必要

IT（情報通信技術）革命の進展は、行政機関に求められる機能や配置をはじめ行政サービスのあり方に大きな影響を与えるものであり、市町村はITを積極的に取り入れたまちづくりや施策の展開に向けて体制の充実・強化が必要

地方分権の進展により、市町村は自らが施策を選択・企画・立案して、それを遂行していく能力とそのための財政基盤の裏付けが必要

厳しい財政状況により、地方財政制度を現行のまま維持していくことは困難であることから、行政サービスの水準を維持向上させていくためには、市町村は自主財源の確保や財政の硬直化の解消に一層努めることが必要

住民意識の変化により、価値観が多様化しているため、市町村は地域のニーズに柔軟かつ的確に対応して、より一層の創意工夫をした地域づくりが必要

そして、従来の広域行政ではこれらの社会変化に十分な対応ができないおそれがあることから、住民の生活面や市町村の行財政面で大きな効果が期待できる市町村合併により、市町村の行財政基盤の充実・強化、簡素で効率的な行政体制の整備を図ることが必要であるとしている。

要綱策定後も、少子高齢化が一層進展する中で【資料1】、国・地方を合わせた長期債務残高も膨らみ、平成19年度末で773兆円程度になると見込まれるなど、市町村の行財政を取り巻く環境は一層厳しさを増している。特に、国庫補助負担金改革（廃止・縮減）・税源移譲・地方交付税の見直しが一体で行われた「三位一体の改革」により地方交付税が大きく削減されたことから、県内市町の財政状況を表す各種指標をみても、例えば財政構造の弾力性を示す経常収支比率が、地方交付税の減や扶助費・公債費等の増により90%に近づいてきているなど悪化してきており、効率的な行財政運営の確立が急務となっている【資料2】。

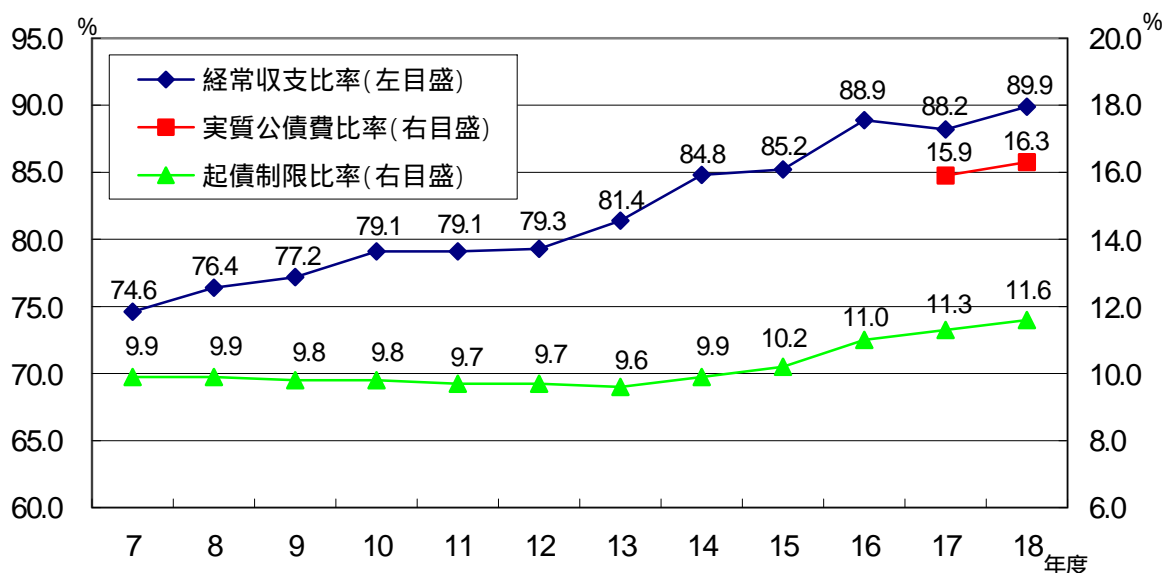
また、平成19年4月に施行された「地方分権改革推進法」に基づき、「新地方分権一括法案」（仮称）の制定を目指し、現在「地方分権改革推進委員会」で勧告に向けた審議が行われているなど、真の分権型社会を実現するため地方分権改革が推進されている。

【資料1】本県人口の年齢構成の推移 (%)

区 分	H 7	H 1 2	H 1 7
年少人口 (14 歳以下)	1 6 . 3	1 4 . 7	1 3 . 6
生産年齢人口 (15 ~ 64 歳)	6 5 . 2	6 3 . 8	6 2 . 3
老年人口 (65 歳以上)	1 8 . 5	2 1 . 4	2 4 . 0

(注) 国勢調査結果 (年齢不詳があるため、区分計が 1 0 0 % にならない年度がある)

【資料2】本県市町村の主要財政指標の推移



(注) 県内市町村 (H 1 7 以降は市町) の単純平均で、起債制限比率及び実質公債費比率は3か年平均

なお、政府の第27次地方制度調査会においても「今後の基礎自治体は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが必要であり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有するものとする必要がある」ため、市町村の規模・能力の拡充を図るためには市町村合併を引き続き推進し、平成17年4月以降新たに法律を制定して一定期間更に自主的な合併を促すことが必要であると、平成15年11月に答申をしているところである。

このように、市町はこれまで以上に自立性の高い市町になることが求められており、そのためには、十分な規模、権限、財政基盤、能力(人材)を保有し、質の高いサービスの提供を持続可能とする簡素で効率的な行政体制を整備する必要がある。

併せて、市町の役割が拡大する中、厳しさを増している財政状況を鑑みると、これまでどおり行政が地域におけるすべての公共サービスや課題の解決を担うことは難しくなっており、今後市町は、自治活動等住民のまちづくりへの参画意識の向上に努め、行政、住民、住民団体やNPO等が協働し、相互に連携して、多様な主体が公共的サービスを提供できる新たな仕組みを整えるといった住民自治を充実させる取組みが不可欠である。

住民自治の充実、市町村合併により規模が大きくなる場合に、それまでの地域社会の伝統や独自の取組みがなくなってしまうのではないかと、本庁舎の置かれた中心部と周辺部との格差が拡大するのではないかなど懸念に対する解決手段としても大きな役割を果たすものであり、また自己決定・自己責任の原則という地方分権の理念の実現の観点からも不可欠なものである。市町においては、地域の実情に応じた地域自治組織の仕組みを検討・構築し、地域コミュニティの活性化に取り組んでいく必要がある。

2 自主的な市町村合併の推進の必要性

県は、要綱策定以来、「市町村の合併の特例に関する法律」（以下「旧法」という。）の下で、県政の最重要課題の一つとして、市町村合併の推進に積極的に取り組んできた。

その結果、県内すべての市町村が一度は合併協議の場に着くなど、各地域において、地域の将来の姿や今後の課題に対応するための行財政体制整備のあり方について、合併を念頭に主体的に積極的な検討が行われ、平成11年3月末時点で70あった市町村は、平成15年4月1日の新居浜市と別子山村の合併を皮切りに、平成17年8月1日の宇和島市の発足をもって20市町に再編され、県内の市町村合併は一段落したところである。

具体的には、松前町及び松野町を除く68市町村が関係した18件の合併が成立し、市町村数の減少率は71.4%となり、全国の減少率44.5%（平成11年3月末 3,232 平成20年1月15日 1,795）を大きく上回る形で市町村合併が進展した【資料3】。

【資料3】平成の大合併における本県市町村数の推移

区分	市町村数				変動の原因
	市	町	村	計	
H15.4.1	12	44	13	69	別子山村を新居浜市に編入
H16.4.1	11	43	12	66	川之江市・伊予三島市・新宮村・土居町を廃し、四国中央市を設置
	12	38	12	62	明浜町・宇和町・野村町・城川町・三瓶町を廃し、西予市を設置
H16.8.1	12	38	9	59	久万町・面河村・美川村・柳谷村を廃し、久万高原町を設置
H16.9.21	13	36	9	58	重信町・川内町を廃し、東温市を設置
H16.10.1	13	33	8	54	内海村・御荘町・城辺町・一本松町・西海町を廃し、愛南町を設置
	13	33	5	51	魚島村・弓削町・生名村・岩城村を廃し、上島町を設置
H16.11.1	12	31	5	48	西条市・東予市・小松町・丹原町を廃し、西条市を設置
H17.1.1	11	30	5	46	北条市・中島町を松山市に編入
	11	28	5	44	内子町・五十崎町・小田町を廃し、内子町を設置
	11	28	4	43	砥部町・広田村を廃し、砥部町を設置
	11	28	3	42	広見町・日吉村を廃し、鬼北町を設置
H17.1.11	11	26	2	39	大洲市・長浜町・肱川町・河辺村を廃し、大洲市を設置
H17.1.16	11	17		28	今治市・朝倉村・玉川町・波方町・大西町・菊間町・吉海町・宮窪町・伯方町・上浦町・大三島町・関前村を廃し、今治市を設置
H17.3.28	11	16		27	八幡浜市・保内町を廃し、八幡浜市を設置
H17.4.1	11	14		25	伊予市・中山町・双海町を廃し、伊予市を設置
	11	12		23	伊方町・瀬戸町・三崎町を廃し、伊方町を設置
H17.8.1	11	9		20	宇和島市・吉田町・三間町・津島町を廃し、宇和島市を設置

これにより、合併市町においては、地方分権の推進や国、地方を通じた財政状況の著しい悪化、少子高齢化等に対応した行財政運営の効率化や一体的なまちづくりを進める体制が整いつつあり、合併効果として、例えば、行政区域が拡大したことで、住民票の写しの交付等の窓口サービスを勤務地等の近くで利用できるよなったり、図書館やスポーツ施設等公共施設を広く利用できるよなったりするなどの利便性の向上や、各地域のイベントや取組み等をより広く情報発信できるようになり、交流人口の増加がみられる。

また、財政規模が拡大したことで、小規模であった旧町村地域では、合併前には難しかった各種施設整備や福祉分野等でのサービスの向上が図られたり、住民自治組織の制度を新たに導入したことで、地域振興に対する住民の意識が変化し、自らが主体となって活動を始めた例もみられる。

さらに、職員の層が厚くなったことで、特に小規模町村ではこれまで対応が困難であった防災対策課等の専門的部署の設置が可能になるなど、複雑化・高度化する行政需要に的確に対応していく組織づくりが進められている。

その一方で、合併を機に、真に行政が対応すべきものを見直した結果、慣例化していた集落・団体への補助金や個人向け現金給付の廃止・削減等が行われ、住民負担が大きくなったとして、行政サービスの低下を指摘する声のほか、本庁舎が置かれなかった旧市町村地域から、支所の組織・権限が小さく、要望等への対応・判断が遅くなったとの不満や職員数の減少等に伴う地域の活力や防災力の低下を懸念する声も聞かれるところである。

合併市町では、それら意見にも真摯に耳を傾けながら、「三位一体の改革」等により厳しい行財政運営を強いられる中で、新しいまちづくりに向けて、長期的な視野でもって懸命に取り組んでいるところであり、県としては、新たなスタートを切った合併市町がその取組みを着実に進めることができるよう、引き続き適切な支援をしていくこととしている。

しかしながら、旧法下で合併の枠組みから取り残された2町のうち、松野町については、「市町村の合併の特例等に関する法律」（以下「新法」という。）に基づき総務大臣が定めた「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）で示されている構想対象市町村の要件に加えて、これまで述べてきたよな、市町を取り巻く社会の変化や市町に求められる役割等を勘案すると、人口が1万未満で小規模であること、行財政の現状・見通しも厳しいこと、さらに自らも合併を志向していること等から、新法下で自主的な市町合併を推進する必要がある【資料4】。

【参考】

基本指針で示されている構想対象市町村の組合せ

生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村

更に充実した行政権能等を有する指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村

おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村

なお、の市町村については、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、旧法の下で市町村の合併を行った経緯についても考慮すること。

【資料4】松野町及び松前町の人口等

区 分	人 口 (人)			財 政 力 指 数	
	H 1 7	H 1 2	H17/H12(%)	H 1 8	H 1 2
松野町	4,690	4,906	4.4	0.174	0.143
松前町	30,564	30,277	0.9	0.648	0.621
県全体	1,467,815	1,493,092	1.7	0.445	0.300

(注) 1. 人口は国勢調査結果、財政力指数は地方財政状況調査から

2. 財政力指数の県全体は、H 1 8は市町、H 1 2は市町村の単純平均で3か年平均

なお、今回構想に位置付けない市町については、基本的には現在取り組んでいるまちづくりを見守っていくこととするが、新法の期限内に、将来的なまちづくりを考えてのより大きな合併の必要性や、経済社会情勢の変化等により再度の合併の必要性が認められた場合には、適宜、自主的な合併の推進を検討する。

3 市町合併を推進するに当たっての県の役割等

市町合併は、行財政基盤を充実・強化し、簡素で効率的な行政体制を整備するための有効な手段であるが、市町の存立に関わる重要な問題であるため、その実現のためには、市町・議会・住民が一体となって自主的・主体的に取り組むことが重要である。

県としては、県土の均衡ある発展や県民すべてが等しくサービスを楽しむことができる市町の体制を構築する観点から、新法下においても旧法下と同様、愛媛県市町村合併推進本部を中心とした全庁的な体制で、自主的・主体的な市町合併への取組み及び合併後の円滑な行財政運営やまちづくりに対して、地域の実情に応じ積極的に支援していくこととしている。

また、新法においては、都道府県の役割が強化され、知事による合併協議会設置勧告や合併協議推進勧告等の措置が設けられており、県としては、自主的な合併の実現に向けた取組みの状況に応じて、これらの措置についても適切に対応し、望ましい姿の実現に努めていく考えである。

松野町の行財政状況の現況及び将来の見通し

のとおり、諸状況を踏まえて、新法下で自主的な市町合併を推進する必要がある松野町の行財政の状況は次のとおりである。

1 財政の現況

(1) 決算規模

平成18年度の松野町の決算規模（普通会計分）は、歳入総額が30億1千3百万円、歳出総額が29億4千3百万円である。これまでの推移をみると、平成16年度に歳入歳出が大幅に削減されているが、これは前年度に大規模事業が完了したこと等に加え、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた額（以下「地方交付税等」という。）が12%削減されたことが大きく影響しており、その後も「三位一体の改革」等により歳入が伸びず、決算規模は縮小し続けている【資料5】。

【資料5】決算規模の推移 (百万円、%)

区分	歳入総額	歳出総額	歳入伸び率	歳出伸び率
H14	4,881	4,715	7.8	7.3
H15	4,403	4,271	9.8	9.4
H16	3,416	3,311	22.4	22.5
H17	3,222	3,126	5.7	5.6
H18	3,013	2,943	6.5	5.9

(注) 地方財政状況調査から。以下、資料11まで同じ

また、主要財政指標の推移は、次のとおりである。

平成18年度の数値をみると、起債制限比率は県内町平均をやや上回るものの、実質公債費比率は逆に下回るなど、突出して悪い状況にあるわけではない。しかし、経常収支比率は年々上昇し財政の硬直化が確実に進んでおり、また、財政力指数も0.1台と極めて低いなど、町独自の取組みを進めるうえで財源的に余裕がない状況である【資料6】。

【資料6】主要財政指標の推移 (比率：%)

区分	経常収支比率	起債制限比率	実質公債費比率	財政力指数	
H14	87.9	10.3	-	0.151	
H15	88.1	10.9	-	0.159	
H16	89.7	11.2	-	0.166	
H17	92.2	12.2	13.3	0.172	
H18	94.3	13.7	15.1	0.174	
H18 平均	町	90.4	12.3	16.5	0.339
	県	89.9	11.6	16.3	0.445

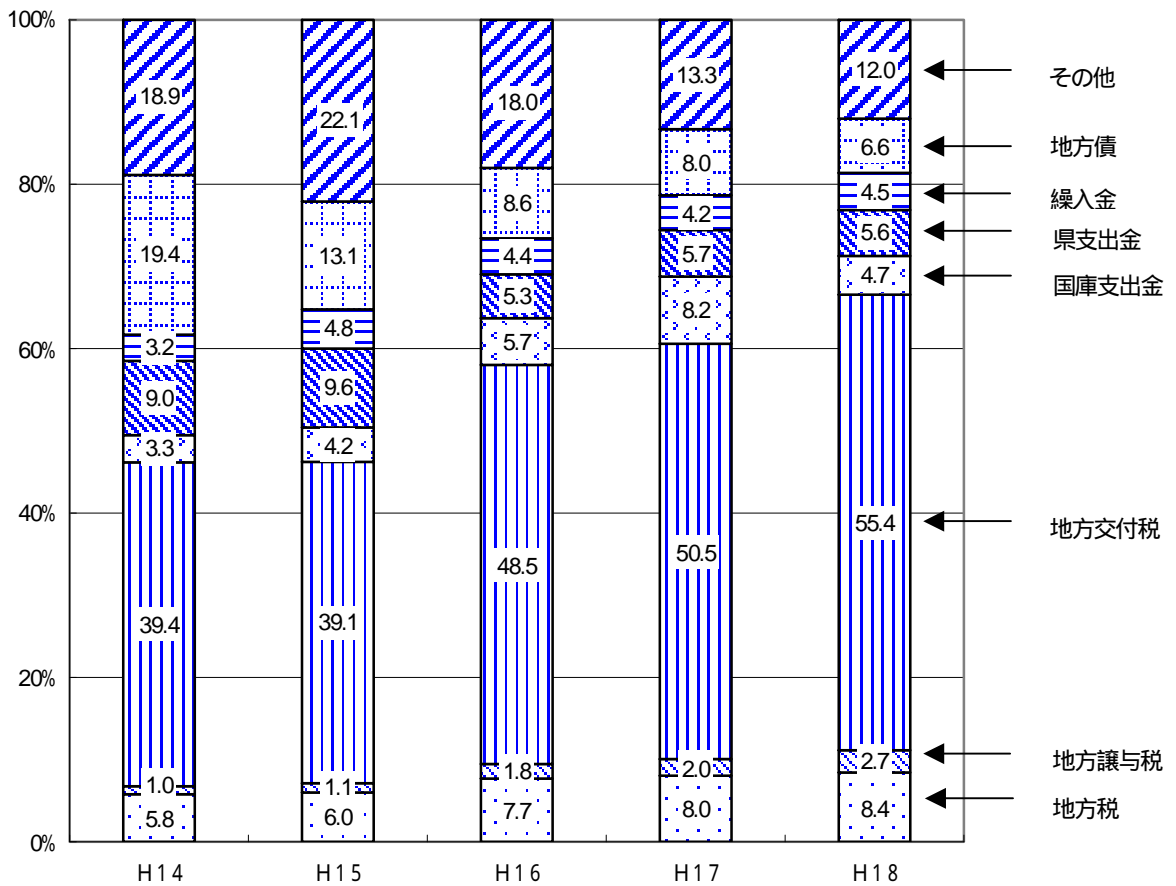
(注) 経常収支比率以外は3か年平均

(2) 歳入

歳入総額に占める地方税の割合は1割未満である一方、依存財源（地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債等）の割合が4分の3を超えてきており、非常に脆弱な財政基盤となっている。また、地方交付税等の総額は減少傾向にあるものの、それ以上に歳入総額の減少幅が大きいことから、歳入全体に占める割合が年々高まっており、5割を超えて6割に達しようとしている【資料7、8】。

このように過度に地方交付税等に依存せざるを得ない町財政は、国の地方財政制度の改革に左右されやすいため、非常に不安定な運営を強いられている。

【資料7】歳入構成比の推移



(注) 表示未満を四捨五入しているため構成比計が100%でない年度がある

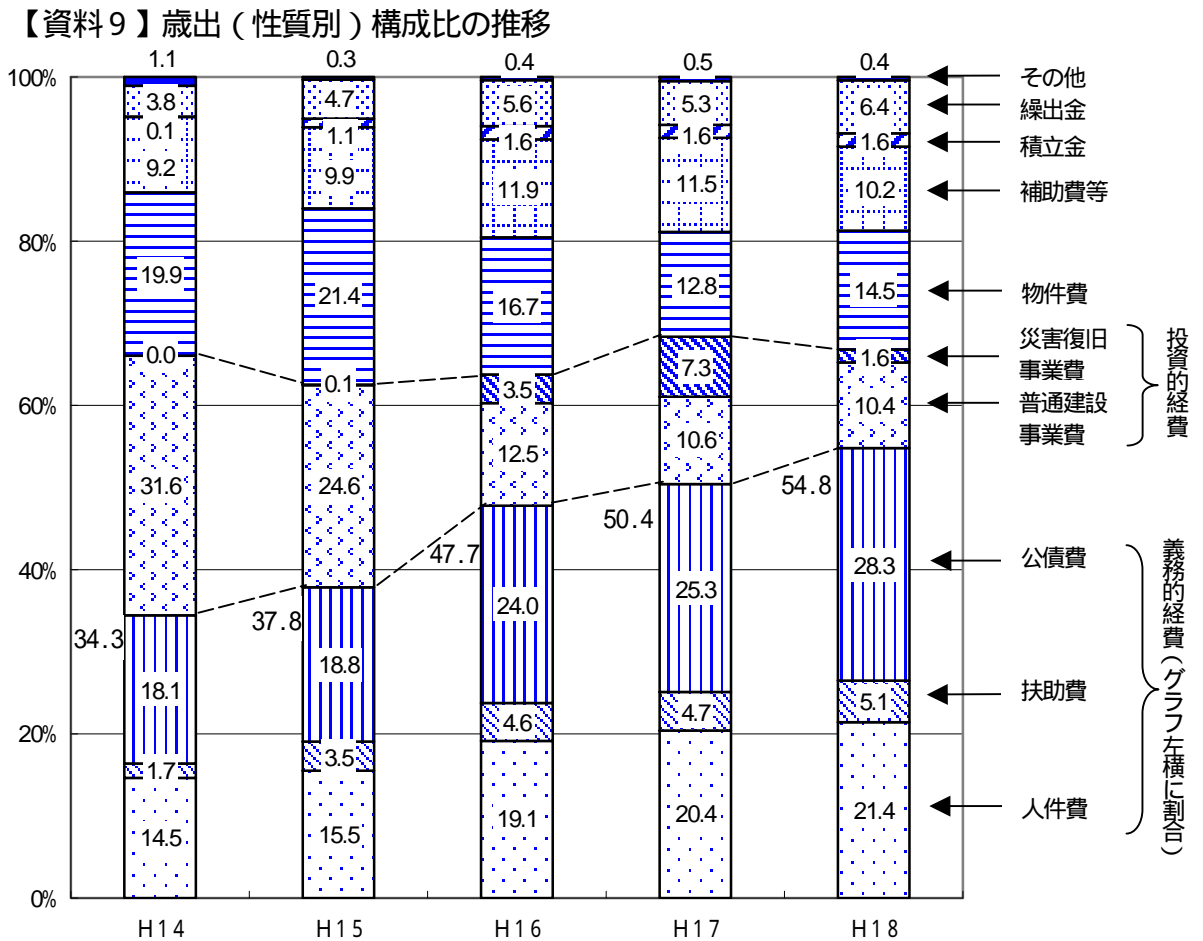
【資料8】依存財源、地方交付税等の推移

(百万円、%)

区分	依存財源	依存財源のうち 地方交付税等	歳入総額に占める割合	
			依存財源	依存財源のうち 地方交付税等
H14	3,589	2,057	73.5	42.1
H15	3,025	1,964	68.7	44.6
H16	2,466	1,832	72.2	53.6
H17	2,467	1,761	76.6	54.7
H18	2,331	1,790	77.4	59.4

(3) 歳出

財政硬直化の原因となる義務的経費の割合が増加の一途をたどり5割を超える一方で、厳しい財政事情を反映して、投資的経費である普通建設事業費は、平成18年度（3億7百万円）は平成14年度（14億9千万円）の約2割にまで抑制されており、地域経済への影響が懸念される【資料9】。



(注) 表示未満を四捨五入しているため構成比計が100%でない年度がある

(4) 将来にわたる実質的な財政負担

将来の負担である、地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額を加えた額は減少してきてはいるものの、他方で財源不足による財政調整基金等の取崩しも進んでいる。このため、将来にわたる実質的な財政負担（地方債現在高+債務負担行為額-積立金現在高）は、平成18年度末で45億3千7百万円となっており、平成14年度末との比較で9億6千2百万円減少しているものの、依然として重い負担となっている【資料10、11】。

【資料10】地方債現在高等の推移 (百万円)

区 分	地方債現在高	債務負担行為額	計
H14	6,311	81	6,392
H15	6,247	53	6,300
H16	5,962	65	6,027
H17	5,478	69	5,546
H18	4,953	48	5,001

(注) H17の内訳と計の不一致は表示未満をそれぞれ四捨五入しているため

【資料11】積立金現在高の推移 (百万円)

区 分	財政調整基金	減債基金	その他	計
H14	572	50	271	893
H15	432	33	264	729
H16	385	20	227	632
H17	355	10	180	545
H18	283	1	180	464

2 財政の見通し

1のとおり、町財政は年々厳しくなっている。歳入面で、平成19年度は所得税から住民税への税源移譲があったものの、過疎化・高齢化が今後も進むと見込まれる現状では、町税収の大幅な増加は見込めず、地方交付税等の占める割合が高水準で推移すると予想される【資料12】。

今後、国の財政再建等のために地方交付税等が更に削減され歳入総額が一層減少していくと見込まれる中で、町は高齢者福祉や子育て支援等現在と同レベルの行政サービスの提供を維持していくとともに、ブロードバンド環境の整備等新たな住民ニーズにも対応していかなければならない。松野町が県内で突出して財政状況が厳しいということではないが、財政基盤を強化し、効率的な行財政運営の確立を図っていくためには、合併を早期に実現する必要がある。

【資料12】人口及び高齢化の見通し (人、%)

区 分	人 口		高 齢 化 率	
	松野町	県	松野町	県
H17	4,690	1,467,815	33.8	24.0
H27	4,178	1,410,129	37.1	29.2
H37	3,534	1,305,873	41.0	32.5

(注) H17は国勢調査結果。H27及び37は国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」(平成15年12月推計)

町においても、町財政はますます厳しい状況になるとの見通しを立てている。平成19年4月に町が策定した「普通会計中長期財政計画書」において、平成14年度決算と比較した平成21年度（新法の適用期限）の見通しでは、決算規模は一層縮小して約5割となり、歳出面で義務的経費を大幅に抑えることが難しいため、普通建設事業費が更に削減されて2割を切るまで低下するとしている。

また、歳入面では更に地方交付税等の削減が続くと想定したことにより財源が不足するため、引き続き財政調整基金を取り崩して歳入を確保していくこととしている。その結果、平成14年度末には5億7千2百万円あった財政調整基金の残高が、平成21年度末には1億8千2百万円にまで減少する見込みであり、大規模な災害等不測の事態が起きた場合の対応を考えると、厳しい見通しである。

3 行政改革への取り組み

町では、このように厳しくなる財政の状況を踏まえ、特別職給与や議員報酬のカット、職員の退職不補充による定員減等の経費削減に努めているほか、地方公共団体が集中的に行政改革に取り組むよう、総務省が平成17年3月29日に示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき「集中改革プラン」を策定し、事務・事業の再編・整理等や民間委託等の推進等への取り組みを進めている。

また、2で触れた町の「普通会計中長期財政計画書」はこの成果を織込み済みであり、町は、町議会や町民の理解を得ながら、現在の計画を着実に実行していくことはもちろん、計画を前倒しするなどの改革のスピードを速められないか、上乗せできる改革はないかを常に意識しながら取り組むことが求められる。県としても積極的に助言等を行う必要があると考えている。

なお、町に「森の国」という好イメージを定着させた滑床溪谷にある「森の国ホテル」や観光客誘致に大きく貢献している「おさかな館」を中心とする「虹の森公園」の建設・運営等の地域資源を活かしたまちづくりは、決して恵まれているとはいえない立地条件にも関わらずこれまで大きな実績をあげ、県内他市町村の模範となってきた。今後ますます激しくなる地域間競争において、町は行財政基盤を強化し、地域資源が更に輝きを増すよう努めていくことが必要である。

構想対象市町の組合せ

1 基本的な考え方

及び のとおり、松野町は、町財政の現状・見通しや基本指針の内容等を踏まえると、新法下での合併実現を目指し取り組んでいく必要があり、県はその自主的な取組みを支援する。

なお、県が構想対象市町として位置付けることにより、国の「新市町村合併支援プラン」の支援策の対象となる。

2 構想対象市町の組合せ

松野町及び鬼北町

(理由)

- ・松野町において、平成19年5月に合併の相手先を問う住民投票が実施され、鬼北町が過半数を占めた。この住民の意向を町長、町議会も尊重して、三者が一体となって合併を目指していること

【住民投票結果】当日有権者数 3,934人（投票率 82.54%）

（5月27日）有効投票数 3,224票 無効 23票

鬼北町 1,817票（56.36%） 宇和島市 1,407票（43.64%）

- ・平成19年8月に「鬼北町・松野町合併対策室」が設置されるなど、両町による合併協議に向けた検討が始まっていること
- ・旧法下において、県として当組合せを合併重点支援地域に指定して、合併協議会事務局に職員を派遣するなど、合併実現に向けて積極的に支援してきた組合せでもあること

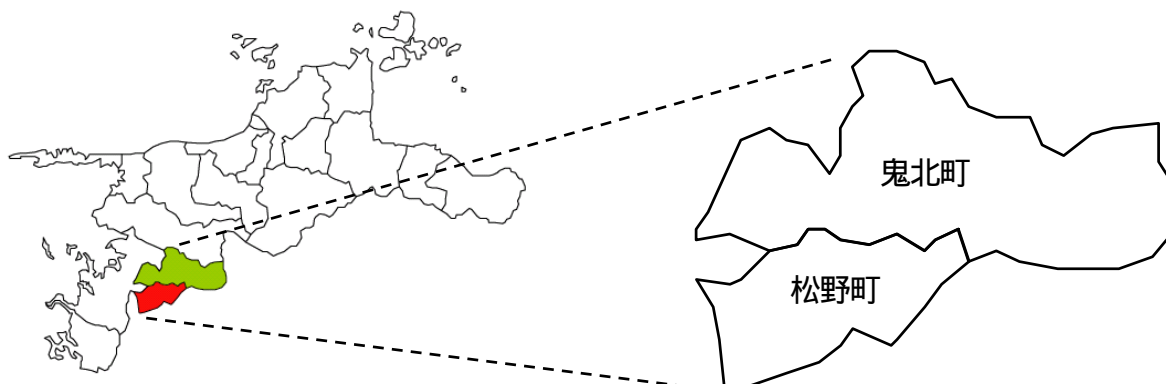
鬼北町の状況

鬼北町は旧法下の平成17年1月1日に北宇和郡広見町及び日吉村が合併して発足した町で、松野町と同様、鬼ヶ城山系の北側の「鬼北地域」と呼ばれる中山間地域に属し、四万十川の最大の支流である広見川沿いに広がる「農林業」を基幹産業とした町である。この地域は従来から地理的・歴史的な結びつきが強く、経済・文化・生活の面でも強い一体性を有している。

鬼北町では、町の将来像を「“森がすくすく、川がいきいき、人が元気”～自然満足都市きほく～」とした長期総合計画を平成18年3月に策定し、この地域の中心町として新たなまちづくりに取り組んでいるところである。特に、美しい清流の再生と環境共生社会の実現を図るために、町独自の水質浄化対策である環境浄化微生物「えひめAⅠ-1」の普及等や、町民が最も期待する分野である「保健・医療・福祉」の充実したまちづくりのために、町立北宇和病院を中核とする地域医療体制の再構築等に努めている。さらに、持続的で活力ある地域産業の発展を目指して、まずは定住人口の増加を図るために、アルコール工場跡地を住宅用地として活用していくことや、新たな特産品として開発した鬼北熟成雉のブランド化を進め全国展開するなどの取組みを進めている。

なお、鬼北町においても、徹底した行政改革を推進し、簡素で効率的な行政体制を確立することが求められている。更なる合併で、より足腰の強い行財政運営と広域的に充実した施策展開が可能になると期待される。

両町の概況



区 分	松野町	鬼北町
人口(人)	4,690	12,432
面積(km ²)	98.50	241.87
決算規模(百万円)		
歳入総額	3,013	7,027
歳出総額	2,943	6,845
経常収支比率(%)	94.3	92.8
起債制限比率(%)	13.7	13.1
実質公債費比率(%)	15.1	18.4
財政力指数	0.174	0.240

(注) 1. 人口は平成17年国勢調査結果

2. 面積は全国都道府県市区町村面積調(H19.10.1現在)

3. 決算規模以下の欄は平成18年度決算(普通会計分)

4. 財政指標は、経常収支比率以外は3か年平均

3 その他の組合せ

松野町及び鬼北町以外の市町については、新法の期限内に、将来的なまちづくりを考えてのより大きな合併の必要性や、経済社会情勢の変化等による再度の合併の必要性が認められた場合には、愛媛県市町合併推進審議会の意見を聴いたうえで構想を変更して、構想対象市町に追加することとする。

自主的な市町合併を推進するために必要な措置

1 支援体制の整備

旧法下の平成13年4月に設置した、知事を本部長とする全庁的な組織の「愛媛県市町村合併推進本部」、地方局長を本部長とする各地方局ごとの「市町村合併推進地方本部」を新法下においても引き続き設置し、合併推進に資する県事業に係る連絡調整を行うなど、自主的な市町合併を推進・支援する。

2 情報提供・助言等

新法下での自主的な市町合併の推進に向けた県の取組み等をホームページを活用して引き続き迅速に提供するとともに、合併実現に向けた関係市町間の検討・協議が円滑に進められるよう必要となる手続き等のほか、旧法下で合併した市町村における対応も含め、その段階に応じた的確な情報の提供や助言等を行う。

また、市町合併に向けた地域の取組みや地域コミュニティ活性化のための取組みを積極的に支援するため、引き続き「愛媛県市町村合併アドバイザー」を設置して、求めに応じ市町や住民等が開く市町合併に関する研修会、勉強会等に民間学識経験者や県職員を講師として派遣し、必要な情報の提供や助言等を行う。

3 その他の支援

関係市町からの要請に基づき、個々の事情を十分勘案したうえで、合併協議会の委員としての県職員の参画や合併協議会事務局への県職員の派遣、合併協議会運営費に対する助成等必要と考えられる支援を検討する。

4 合併協議会設置勧告等

新法において設けられている合併協議会設置勧告、合併協議会に係るあっせん及び調停、合併協議推進勧告等の措置については、関係市町の意見、合併実現に向けた取組みの状況等、「自主的な合併」を支援する観点を十分に踏まえたうえで、その活用を検討し、適切に対応する。